

総 税 都 第 34 号
令和 3 年 6 月 1 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 } 殿
(税 務 主 管 課、市 区 町 村 担 当 課 (税 務 担 当))

総務省自治税務局都道府県税課長

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への
対応及び広報・周知について（依頼）

令和 5 年 10 月 1 日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには本年 10 月 1 日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

地方公共団体（一般会計及び特別会計）や、地方独立行政法人、土地開発公社その他地方公共団体が出資等を行っている法人（以下「地方独立行政法人等」という。）が売手となり、商品の販売やサービスの提供の取引を行う場合も、買手である事業者が仕入税額控除を受けるためには、地方公共団体や地方独立行政法人等（以下「地方公共団体等」という。）が適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスを交付する必要があります。

このため、民間事業者間の取引に限らず、地方公共団体等においても、事業者としての立場からインボイス制度への対応が必要となることから、下記の留意事項を含め、制度を十分に理解された上で、庁内関係部局（財政担当部局、出納担当部局、公営企業担当部局、行政改革担当部局等）と連携を図りつつ、準備を進めていただくようお願いいたします。

また、インボイス制度の広報・周知については、本年 10 月 1 日の適格請求書発行事業者の登録申請開始に向け、国において、関係府省庁が所管する業界団体を通じた取組を実施しているところですが、制度の導入に向けて混乱が生じないよう万全の準備を進めるためには、事業者に身近な地方公共団体からの働き掛けが有効となります。つきましては、下記の広報・周知に係る取組の実施について、庁内関係部局（商工担当部局、広報担当部局等）と連携を図りつつ、積極的にご対応いただくようお願いいたします。

あわせて、市区町村においても、事業者としての立場からのインボイス制度への対応及び事業者への広報・周知についてご対応いただきたいため、各都道府県におかれては、管内市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、国においては、本年4月16日に、インボイス制度の導入のために必要となる対応や中小事業者の経営の高度化の推進に向けて必要な施策を検討するため、「消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議」が開催され、関係府省庁が協力・連携して取組を進めることが確認されたことを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 地方公共団体等の事業者としての立場からの対応

インボイス制度について以下のことに御留意いただき、制度への対応の要否の判断や対応の準備をしていただきたいこと。（制度の概要については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>）を参照。）

- ① インボイスとは、消費税の複数税率下において適正な課税を確保する観点から、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であり、現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加されたものであること。
- ② インボイス制度においては、地方公共団体等が売手となり、商品の販売やサービスの提供の取引を行う場合、買手である事業者が当該取引に係る消費税の仕入税額控除を受けるためには、地方公共団体等がインボイスを交付する必要があること。
- ③ インボイスを交付するためには、本年10月1日から開始される税務署への適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があり、令和5年10月1日の制度開始から登録事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があること。
また、地方公共団体では、会計ごとに登録申請が必要であること。
- ④ 登録を受けられるのは消費税の課税事業者のみであるため、免税事業者である会計が登録を受けるには課税事業者となる必要があり、それにより、新たに消費税の申告及び納税の義務が発生すること。（インボイス

対応した場合の消費税の課税関係については、別添1を参照。）

- ⑤ インボイスは、現在の区分記載請求書に、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加されたものであるため、請求書様式の改正や、請求書を発行するためのシステムや機器の改修等の対応が必要となること。

2 インボイス制度の広報・周知

本年10月1日の適格請求書発行事業者の登録申請開始に向け、国において、所管する業界団体を通じた広報・周知を行っているところ、地方公共団体の税務担当部局においても、商工担当部局や広報担当部局等の関係部局と連携の上、以下のことに御協力いただきたいこと。

(1) 国の相談窓口の案内

民間事業者や国民から制度に関する問合せがあった際は、一般的な事項に関する問合せについては国税庁の「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」（電話番号0120-205-553）に、個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）については各税務署に相談するよう案内していただきたいこと。

(2) 国税局・税務署への協力

国税局・税務署から、広報誌・ホームページにおいて国税庁作成の広報素材を掲載するよう依頼があった場合や、広報チラシ等を庁舎内に備置等するよう依頼があった場合には、積極的に御協力いただきたいこと。

3 その他

(1) 職員向け研修会の開催

総務省においては、本年6月21日（月）に、地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）を通じた地方公共団体向け説明会を開催する予定であるが、地方公共団体内部においても、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症予防のため開催形式に留意しつつ、職員向け研修会を実施していただきたいこと。

その際、財務省・国税庁等の職員を講師として招へいしたい場合は、別添2の様式により申し込みをしていただきたいこと。

なお、職員向け研修会の実施に当たっては、複数の市区町村を対象として実施するなど、効率的な実施にも配慮していただきたいこと。

(2) 庁内関係課との連携、市区町村への周知

事業者としての立場からの制度への対応においては、制度の開始までに

行うべき準備・対応について、庁内関係部局（税務担当部局、財政担当部局、出納担当部局、公営企業担当部局、行政改革担当部局等）において十分な理解と所要の対応が確保されるよう、適切に情報共有を図る等の連携を行っていただきたいこと。

事業者への広報・周知においても、庁内関係部局（税務担当部局、商工担当部局、広報担当部局等）において連携の上、御対応いただきたいこと。

また、管内市区町村に対しても適切に情報の周知・共有を行うとともに、市区町村の庁内関係部局間で情報共有及び連携等がなされるよう、適切に助言いただきたいこと。

なお、本件に関しては、自治行政局行政経営支援室長、地域振興室長、自治財政局公営企業課長及び財務調査課長から、各都道府県公営企業管理者及び総務部長（財政担当課、市区町村担当課及び行政改革担当課）等に対し、本日付で「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について（依頼）」（総行経第 33 号、総行地第 84 号、総財公第 81 号及び総財務第 77 号。別添 3。）を発出しているので、適宜情報共有を図られたいこと。

インボイス対応した場合の消費税の課税関係について(会計別)

~ R5.9 R5.10~

消費税の申告義務

消費税の申告義務

留意点

地方団体の
一般会計

申告義務なし

同左

- ・インボイスに対応しないと、取引相手が仕入控除を受けられなくなる。
- ・インボイスに対応した場合も、引き続き申告義務がない。

(※)消費税法上、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす(消法第60条)

地方団体の
特別会計
(免税事業者)

申告義務なし

(1)インボイス対応した場合

申告義務あり

- ・インボイスに対応しないと、取引相手が仕入控除を受けられなくなる(再掲)。
- ・インボイスに対応した場合、新たに申告事務が発生。

(2)インボイス対応しない場合

申告義務なし

(※)前々年度の課税売上高1,000万円以下であれば、免税事業者となる(課税事業者選択届を提出すれば、課税事業者となることも可能。)

地方団体の
特別会計
(課税事業者)

申告義務あり

同左

- ・インボイスに対応しないと、取引相手が仕入控除を受けられなくなる(再掲)。
- ・インボイスに対応した場合も、引き続き申告義務がある。

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

講師派遣対象の説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する職員向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明などの対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税庁等職員）による説明事項（概要）

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
- ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応します。
- ※ あわせて令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しについて説明をご希望の場合は、別紙申込書にその旨をご記入ください。なお、日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨、予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けています。
(申込期限は設けていません。)
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望する場合は前広にご相談ください。

講師派遣の申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てに送付してください。

【送付先】

総務省自治税務局都道府県税課間税第一係 北村
メール：k.kitamura@soumu.go.jp
電話：03-5253-5665（係直通）

- インボイス制度
 - 軽減税率制度
- 講師派遣申込書

申込日		管理番号	
開催団体名			
担当部署名 又は 担当者名			連絡先
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県) (市区町村) (地番、建物名、部屋番号等)		
説明会の名称			
参加人数(名)		名程度	
当日の時間割			
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名を記載ください。		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

総行経第 33 号
総行地第 84 号
総財公第 81 号
総財務第 77 号
令和 3 年 6 月 1 日

各都道府県公営企業管理者
各都道府県総務部長
(財政担当課、市区町村担当課、行革担当課扱い)
各指定都市公営企業管理者
各指定都市総務局長
(行革担当課扱い)
各指定都市財政局長
(財政担当課扱い)
各企業団企業長

殿

総務省自治行政局行政経営支援室長
総務省自治行政局地域振興室長
総務省自治財政局公営企業課長
総務省自治財政局財務調査課長

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について（依頼）

令和 5 年 10 月 1 日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには本年 10 月 1 日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

地方公共団体（一般会計及び特別会計）や、地方独立行政法人、土地開発公社その他地方公共団体が出資等を行っている法人（以下「地方独立行政法人等」という。）が売手となり、商品の販売やサービスの提供の取引を行う場合も、買手である事業者が仕入税額控除を受けるためには、地方公共団体や地方独立行政法人等（以下「地方公共団体等」という。）が適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスを交付する必要があります。

このため、民間事業者間の取引に限らず、地方公共団体等においても、事業者としての立場からインボイス制度への対応が必要となることから、下記の留

意事項を含め、制度を十分に理解された上で、庁内関係部局（財政担当部局、出納担当部局、公営企業担当部局、行政改革担当部局等）と連携を図りつつ、準備を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、市区町村（指定都市を除く。）・一部事務組合等に対して、事業者としての立場からインボイス制度についてご対応いただきたい旨を周知いただくとともに、各地方公共団体から、当該地方公共団体が出資等を行っている地方独立行政法人等に対して、事業者としての立場からインボイス制度についてご対応いただきたい旨が周知されるよう、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、国においては、本年4月16日に、インボイス制度の導入のために必要となる対応や中小事業者の経営の高度化の推進に向けて必要な施策を検討するため、「消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議」が開催され、関係府省庁が協力・連携して取組を進めることが確認されたことを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 地方公共団体等の事業者としての立場からの対応

インボイス制度について以下のことに御留意いただき、制度への対応の要否の判断や対応の準備をしていただきたいこと。（制度の概要については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>）を参照。）

- ① インボイスとは、消費税の複数税率下において適正な課税を確保する観点から、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であり、現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加されたものであること。
- ② インボイス制度においては、地方公共団体等が売手となり、商品の販売やサービスの提供の取引を行う場合、買手である事業者が当該取引に係る消費税の仕入税額控除を受けるためには、地方公共団体等がインボイスを交付する必要があること。
- ③ インボイスを交付するためには、本年10月1日から開始される税務署への適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があり、令和5年10月1日の制度開始から登録事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があること。

また、地方公共団体では、会計ごとに登録申請が必要であること。

- ④ 登録を受けられるのは消費税の課税事業者のみであるため、免税事業者である会計が登録を受けるには課税事業者となる必要があり、それにより、新たに消費税の申告及び納税の義務が発生すること。(インボイス対応した場合の消費税の課税関係については、別添1を参照。)
- ⑤ インボイスは、現在の区分記載請求書に、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加されたものであるため、請求書様式の改正や、請求書を発行するためのシステムや機器の改修等の対応が必要となること。

2 その他

(1) 職員向け研修会の開催

総務省においては、本年6月21日(月)に、地域衛星通信ネットワーク(LASCOM ネット)を通じた地方公共団体向け説明会を開催する予定であるが、地方公共団体内部においても、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症予防のため開催形式に留意しつつ、職員向け研修会を実施していただきたいこと。

その際、財務省・国税庁等の職員を講師として招へいしたい場合は、別添2の様式により申し込みをしていただきたいこと。

なお、職員向け研修会の実施に当たっては、複数の市区町村を対象として実施するなど、効率的な実施にも配慮していただきたいこと。

(2) 庁内関係課との連携、市区町村等への周知

事業者としての立場からの制度への対応においては、制度の開始までに行うべき準備・対応について、庁内関係部局(税務担当部局、財政担当部局、出納担当部局、公営企業担当部局、行政改革担当部局等)において十分な理解と所要の対応が確保されるよう、適切に情報共有を図る等の連携を行っていただきたいこと。

また、市区町村・一部事務組合等や、地方独立行政法人等(以下「市区町村等」という。)に対しても適切に情報の周知・共有を行うとともに、市区町村等内での関係部局間での情報共有及び連携等がなされるよう、適切に助言いただきたいこと。

なお、本件に関しては、自治税務局都道府県税課長から各都道府県総務部長(税務主管課、市区町村担当課(税務担当))に対し、本日付で「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応及び広報・周知について(依頼)」(総税都第34号。別添3。)を发出しているため、適宜情報共有を図られたいこと。